

議案第 49 号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 10 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 個人番号を利用することができる事務として、保育室に在籍する児童の保護者又は家庭福祉員の保育を受けている児童の保護者に対する保育料負担軽減補助金の交付に関する事務等を追加するとともに、当該事務等において利用することができる特定個人情報をも定める必要があるため、本案を提出する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
(平成27年10月世田谷区条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1区長の部に次のように加える。

20	保育室に在籍する児童の保護者又は家庭福祉員の保育を受けている児童の保護者に対する保育料負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
21	認証保育所に在籍する児童の保護者に対する保育料負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
22	無認可保育施設に在籍する児童の保護者に対する保育料補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
23	低所得世帯等における児童の一時預かり事業等の利用者の負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
24	世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例(平成4年6月世田谷区条例第52号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2区長の部12の款を次のように改める。

12 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第2区長の部に次のように加える。

25	保育室に在籍する児童の保護者又は家庭福祉員の保育を受けている児童の保護者に対する保育料負担軽減補助	地方税関係情報であって規則で定めるもの
----	---	---------------------

金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	
26 認証保育所に在籍する児童の保護者に対する保育料負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
27 無認可保育施設に在籍する児童の保護者に対する保育料補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
28 低所得世帯等における児童の一時預かり事業等の利用者の負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
29 世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。